

請 願 文 書 表
(令和6年第3回定例会)

請 願 第 8 号	令和6年8月27日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	消費者が安心して食品を選択できるための明確な表示を求める意見書を求める請願
紹 介 議 員	若 松 博 議員
請 願 要 旨	<p>(要旨)</p> <p>消費者が安心して食品を選択できるための、以下の明確な表示を求めることを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none">1 加工品であっても製造場所だけではなく主原料の原産地名を表示すること。2 「分別生産流通管理済み」については、遺伝子組み換え5%以下であることが一般消費者に分かるように周知すること。また、「遺伝子組換えでない」の表示については許容できる遺伝子組換え率を示すこと。3 無添加・化学調味料不使用の表示を無くすのではなく、添加物・化学調味料を一定量以上使用している食品との区別ができるよう表示を工夫すること。4 ゲノム編集した食品について、ゲノム編集していることの表示を義務付けすること。 <p>(詳細)</p> <p>現在、全ての食品に関して、原産地記載の義務が課されています。しかし、多くの消費者がほぼ毎日食べる、豆腐やパン等の加工品については、原料の原産地が海外であっても、国内で製造を行った場合、原産地を「国内製造」と表記してそれを原産地とすることが許されています^{*1}。</p> <p>輸入品は、ポストハーベスト農薬（収穫後の農産物に使用する防カビ剤等）により、収穫後でも国外出荷する際に農薬が加えられる食品が多いため、子育て中など農薬の量を気にする消費者にとっては、国内で製造されたかどうかよりも、原材料が国産かどうかを気にしている方もいます。</p> <p>また、令和5年度から食品表示基準の改定で、遺伝子組み換えの表示に関して、容器の共有があった場合など、意図せぬ混入を見込んで、5%以下の遺伝子組み換え原料混入の可能性がある食品に対して「分別生産流通管理済み」と</p>

請 願 文 書 表
(令和6年第3回定例会)

いう表示に変更されました。しかし、その表現では遺伝子組み換えの状況が分からないなど、消費者の中には困惑を感じる方もいることから、さらに周知をすること、食品業者に対してはより分かり易い表示を促す等を求めます。

さらに、「遺伝子組換えでない」の表示は、検査機関での遺伝子組換え作物（GMO）検査で陰性が求められるようになり、意図せぬ混入を考慮すると非常に厳しい内容となりました。食品業者は、「遺伝子組換えでない」の表示を回収リスクと捉え、表示できなくなる可能性が考えられ、遺伝子組換えでない原材料を使用した食品を求めている消費者は、入手が困難になることが予想されます。

例えば、EU加盟国のドイツ、フランスなどでも遺伝子組換えフリーの表示制度を認めており、食品の原材料及び食品で遺伝子組換え率を0.1%未満や0.9%未満など規定しています。これを参考に日本においても許容できる遺伝子組換え率（参考値）を示すことを求めます。

令和6年4月1日から、無添加・化学調味料不使用という表示が遺伝子組み換え食品と同様、意図せぬ混入がある場合を考慮して表示が不可となります^{※2}。しかし、遺伝子組み換えの場合と違って表示自体が全く出来なくなるので、微量であれば無添加・化学調味料ほぼ不使用の商品を購入したい消費者が、見分けがつかなくなることが懸念されています。

ゲノム編集食品に関しては、遺伝子組み換え食品と違って表示義務はありません。ゲノム編集食品は、遺伝子組み換え食品と違い、安全性審査、栽培・飼育の承認・確認の申請がすべて不要となっており、消費者の中では不安や不信感を抱いている方もいます。

よって、消費者保護基本法にある消費者の知る権利、そして選択する権利を尊重してもらえよう強く国に求めます。

※1 消費者庁：新たな加工食品の原料原産地表示制度に関する情報より

※2 ジェトロ：遺伝子組換え食品規制調査EUより

※3 消費者庁：食品添加物の不使用表示に関するガイドラインより